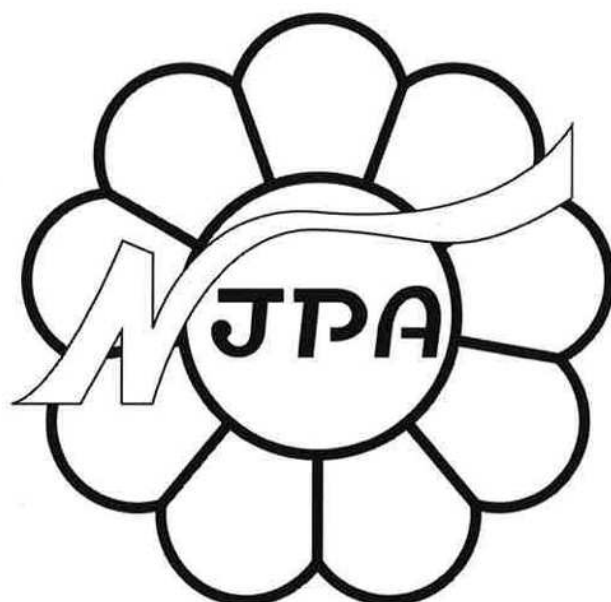


令和4年度

全国中学校体育大会実施上の
COVID-19 感染拡大予防ガイドライン
[第6版]



令和4年6月29日

(公財) 日本中学校体育連盟

令和4年6月29日
(公財)日本中学校体育連盟

令和4年度 (公財)日本中学校体育連盟
全国中学校体育大会実施上のCOVID-19感染拡大予防ガイドライン

本ガイドラインは、「学校の新しい生活様式」(文部科学省)、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)及び「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(日本スポーツ協会・日本障がい者スポーツ協会)、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの情報等を踏まえて、現段階で得られている知見等に基づいて作成している。

今後の知見の集積及び新型コロナウイルスの感染状況により、随時見直すことがあり得ることに御留意いただきたい。

1 大会実施に当たっての基本的な考え方について

大会の実施に当たっては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」(文部科学省)を踏まえ、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)、「スポーツイベント再開に向けた感染予防ガイドライン」(公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本障がい者スポーツ協会)、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室からの情報等を参考に、今後の全国中学校体育大会実施に当たっての基本的な考え方に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じることとする。

【大会実施に当たっての基本的な考え方】

(1) 感染源を絶つ

(2) 感染防止の3つの基本

○ 身体的距離の確保 ○ マスクの着用 ○ 手洗い等の徹底

(3) 3つの「密」(密閉空間、密集場所、密接場面)の回避

(4) 安全な活動環境等の確保

2 大会実施時の感染防止策について

(1) 感染源を絶つ

○ 実行委員会は、風邪の症状(発熱、咳、鼻汁、咽頭痛、頭痛等)がある選手や引率者等は、大会に参加させないことを徹底する。

○ 実行委員会は、各校の選手及び引率者等の大会前後1週間分(計約2週間分)の体調を記録した体調記録表【様式1】の記録を求め、健康管理を徹底する。

- 実行委員会は、大会当日受付時等に、学校同行者体調記録表【様式2】を提出させ、選手や引率者等の体調を確認するとともに、大会中、選手や引率者等に体調不良がある場合は、大会本部に申し出るよう場内アナウンス等で確認を促す。
- 実行委員会は、学校同行者体調記録表【様式2】に記載された者以外の来場者に対し、来場者体調記録表【様式3】に、氏名・年齢・住所・連絡先(電話番号)・検温した体温・来場前2週間におけるア:平熱を越える発熱、イ:咳や喉の痛みなど風邪の症状、ウ:だるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、エ:味覚や嗅覚の異常、オ:過去14日以内に政府から入国制限や入国後の観察期間を必要とされている国や地域などへの渡航歴及び当該在住者との濃厚接触の有無の確認と、来場後1週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告することを確認する。
- 引率者等は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食時、解散時等、こまめに、選手の体調不良の有無を確認する声かけを行うなど、集合時から解散時まで選手の健康観察を徹底する。
- 実行委員会及び引率者等は、大会中に、選手等の体調不良を確認した場合、大会救護係や医療機関及び保護者等と連携し、当該選手の体調を確認するとともに、安全に帰宅させるなどの対策を講じる。(3に詳細)

(2) 感染防止の3つの基本

ア 身体的距離の確保

- 原則開会式等は実施しない。また、抽選会は、必要最小限の人数によって代理抽選とする。
- 実行委員会は、監督者会議等を実施する場合、人と人との間隔が、できるだけ2メートル(最低1メートル)空くよう、椅子の配置を広くするなどの工夫をする。また、オンラインでの会議も工夫する。
- 引率者等は、集合時、待機中、休憩中及び食事中などにおいて、選手同士の間隔が、できるだけ2メートル(最低1メートル)空くように指導する。
- 実行委員会及び引率者等は、対戦相手や審判等との握手、仲間と手をつないだり肩を組んだりして行う円陣、ハイタッチなどの実施を制限する。

イ マスクの着用

- 実行委員会は、選手、引率者等及び大会関係者に、マスク等を準備させ、大会中は、競技等実施時及び食事中を除いて、基本的にマスク等を着用し、咳エチケットを徹底するよう指示をする。但し、活動中や気候の状況等より、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外すよう選手に指導する。
- マスク等を着用して運動を行う場合には、同じ運動であっても、身体へ高い負荷がかかり、低酸素症や熱中症などのリスクが高まるため、引率者等は、会場の気温や湿度に注意しながら、選手の健康観察を行うとともに、こまめに給水をさせる。その際、給水用のコップ等を共用させない。

ウ 手洗い等の徹底

- 実行委員会は、選手、引率者等及び大会関係者が、こまめに手洗いを行えるよう、利用する施設と連携し、手洗い場に十分な量の石けん等を設置するとともに、場内アナウンス等で、選手や引率者等に手洗いを促す。
- 実行委員会は、手洗い場等に「手洗いは30 秒以上」の掲示をする。参加者には、事前に手洗い後に手を拭くためのマイタオルを持参するよう周知徹底する。
- 引率者等は、集合時、更衣後、ウォーミングアップ終了後、試合前後、昼食前後、解散時等、こまめに、流水と石けんで手洗いを行うよう、選手に指導する。

(3) 3つの「密」(密閉空間、密集場所、密接場面)の回避

- 試合会場への入場は、登録された選手、引率者等及び大会関係者(競技の特性によって判断する)のみとし、出場選手として登録されていない部員やマネージャーの入場については、利用する会場や施設の状況、各専門部の加盟生徒数等を考慮し判断する。
- 実行委員会は、試合会場を複数設けるなどし、選手、引率者等の会場への移動が短縮できるよう工夫する。
- チームでまとまって会場へ移動する場合、引率者等は、バス等の車内が、密閉空間にならないよう、運転手と連携し定期的に換気をしたり、1台に乗車する人数を減らしたりするなどの工夫をする。
- 実行委員会は、更衣室で選手が密集しないよう、一度に利用できる人数を制限し明示する。また、更衣室内に選手同士の間隔ができるだけ2メートル(最低1メートル)空くように目印テープを貼付するとともに、更衣室の換気扇を常時運転したり、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する。
- 実行委員会は、屋内で実施する競技において、会場内で人が密集しないよう、一度に会場に入れる人数や学校数等を制限するなどの工夫をする。
- 実行委員会は、屋内で実施する競技において、1時間に2～3回程度、会場のドアや窓を開け換気を行うなどの工夫をする。その際、試合会場の窓等の開閉が困難な場合は、利用する施設と連携し、換気設備を適切に運転する。この場合においても、1時間に2～3回程度、会場の入口等を開け換気を行うなどの工夫をする。
- 実行委員会及び引率者等は、試合会場のベンチや食事をする場所について、できるだけ2メートル(最低1メートル)空くよう、選手同士の間隔を取らせ、対面をさけ、会話は控えるよう指導する。

(4) 安全な活動環境等の確保

- 試合に関わる全ての者(大会役員、審判、指導者、選手)は、大会前後1週間分(計約2週間分)の行動を、行動履歴書【様式4】に記録する。
- 実行委員会は、参加校に対し大会の主旨、感染拡大予防ガイドラインを周知徹底する。顧問等は、大会に参加する選手及び保護者に対し、参加に当たっての注意事項等を事前に説明し、同意書【様式5】を提出させる。その際、大会申込期日までに定期健康診断の実施が行なわれていない学校の生徒については、各自で健康診断を

受診するなど保護者の責任のもと健康上問題がないことを確認したうえで参加させる。

- 試合会場へ入場する保護者については、来場者体調記録表【様式3】を記録の上、来場ごとに開催実行委員会に提出する。
- 選手の体調不良や救急搬送等の事態が発生し、保護者の同意や意向聴取等が求められることも想定し、引率者や学校等と保護者が確実に、速やかに連絡がとれる体制を構築しておく。
- 社会体育施設を利用して大会を実施する場合は、「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」(スポーツ庁)に則り運営する施設を選定し、感染拡大予防対策について、事前に施設と打合せを行う。
- 実行委員会及び引率者等は、「全中大会実施時の感染防止対策チェックリスト」例を参考に、各部活動の実態や各競技特性に応じた、適切な感染防止策を講じる。

3 大会受付時の対応及び大会実施時の体調不良者発生時の対応について(感染状況によって変更することもある。)

(1) 入場時、受付時での体調不良者発生時の対応について

- ・ 体調記録表の提出内容を以下のポイントで確認。

<確認ポイント>

- 発熱や風邪の症状の有無
- 当日の検温記録、体調記録表の記入漏れの有無
- ・ 確認ポイントにおいて症状や記入の不備がある場合は、入場、受付を取りやめる。記入の不備については、不足項目の確認(検温)を行う。
- ・ 体調不良者(例:発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など)または症状が確認された者については、実行委員会に報告の上、帰宅(または帰宿)を促し、各自医療機関を受診するよう伝える。

(2) 入場後、競技会期間中の体調不良者発生時の対応について

- ・ 選手団内において、体調不良者(例:発熱、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚の異常など)が確認された場合は、各都道府県選手団本部役員等に報告を行う。
- ・ 選手団本部役員は、状況を実行委員会に報告し、緊急性も含め救護所の医師らの指示に従う。
- ・ 診察の結果、新型コロナウイルス感染が疑われる場合は、速やかに医療機関や保健所の指示に従い、適切に対応する。

(3) 症状があり帰宅を促す際の対象者への案内

- ・ 体調記録表に挙げられた項目の症状が4日以上続く場合は、必ず最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。
- ・ 症状が続かなくとも、弱い症状だともう場合も同様、最寄りの保健所、診療所等に報告・相談する。

4 大会開催可否判断について

(令和3年5月14日 理事会決定)

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、以下の状況となった場合、臨時に理事会を開催し、大会開催可否について検討する(開催3週間前迄)。その結果、必要に応じて開催全国競技団体・開催都道府県教育委員会・開催都道府県実行委員会で協議する。

- 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令された場合
- 競技会開催地である自治体(都道府県)独自の緊急事態宣言等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合
- 開催都道府県内医療機関の新型コロナウイルス感染症患者受け入れが対応不可となった場合
- 都道府県予選会の開催が困難な場合(当該大会の予選会の 2/3 程度が実施に影響を生じたとき)
- 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合
- その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合

令和4年9月13日

公益財団法人日本スケート連盟

日本スケート連盟主催競技会の開催に向けた感染拡大予防ガイドライン

1 はじめに

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下基本的対処方針、令和4年7月15日変更内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）、基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年7月15日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）並びに令和2年5月14日付け（令和3年11月5日改訂）公益財団法人日本スポーツ協会・公益財団法人日本パラスポーツ協会が出した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、および昨今の新型コロナウイルス感染症の知見等をもとに作成したものです。

2 競技会開催にあたっての基本的な考え方について

競技会開催に関しては、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、以下のとおり対応すること。

なお、当該競技会が開催される各都道府県知事の方針に従うことが大前提であり、開催や実施の判断に迷われた際は、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主幹や衛生部局等への相談すること。

* 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限 施設の使用制限等に係る留意事項等について 別紙1，2 参照

(1) 特定都道府県に指定される都道府県

- 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限10,000人かつ収容率の上限を100%とする。さらに、対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限（緊急事態措置区域においては10,000人）を超える範囲の入場者とする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表することとする。開催主催者は、当該チェックリストを大会終了日より1年間保管すること。

(2) 重点措置区域に指定される都道府県

- 感染防止安全計画を策定し、都道府県による確認を受けた場合、人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人かつ収容率の上限を100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載し

たチェックリストを作成し、HP等で公表することとする。開催主催者は、当該チェックリストを大会終了日より1年間保管すること。

(3) その他の都道府県

- 人数上限は収容定員までかつ収容率の上限を100%とすることを基本とする。
- それ以外の場合は、人数上限5,000人または収容定員の50%いずれか大きい方かつ収容率の上限を100%（大声なし）とする。なお、この場合、都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを作成し、HP等で公表することとする。開催主催者は、当該チェックリストを大会終了日より1年間保管すること。

(4) 共通注意点

- 特に、全国的な競技会については、感染リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、各都道府県知事からの要請等に基づき、慎重な対応をとる。
- イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスク（不織布マスクを推奨。以下同じ）の着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係る主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策が講じるとともに、参加者名簿を作成して連絡先等を把握することや、COCOA等の活用について周知すること。

3 競技会開催・実施時の感染防止策について

競技会開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者が競技会に安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、競技会を開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものである。

また、競技会の主催者（主管者）は、以下の内容を踏まえつつ、競技会の特性を勘案して感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項を整理する。また、各事項については、チェックリスト化し、適切な場所（受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより主催者だけでなく、参加者を含む関係者全員が感染防止のために取り組む。

また、高齢者（マスターズ）など参加者の特性にも配慮すること。

（※）スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（消費者庁ホームページ）参照

(1) 参加募集時の対応

主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして協力を求めること。また、これを遵守できない参加者には、他の

参加者の安全を確保する等の観点から、参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知する。なお、主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置は以下の通り。

① 参加者、大会運営スタッフなどは、新型コロナワクチン接種を済ませていることが望ましい。

- ② 以下の事項に該当する場合は、自主的に参加を見合わせる（当日確認）
 - ア 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ウ 過去 3 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等から帰国した場合
- ③ マスク（不織布が望ましい）を持参すること
- ④ こまめな手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること
- ⑤ 他の参加者、主催者スタッフ等との距離（2 mを目安に：最低 1 m）を確保
- ⑤ 競技会開催中に大きな声で会話、応援等をしないこと
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従う
- ⑦ 競技会終了後 1 週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告すること

(2) 当日の参加受付時の留意事項

主催者は、当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全に競技会を開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること
- ② 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように呼びかけること
- ③ 人と人が対面する場所は、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽する
- ④ 参加者が距離を置いて（できるだけ 2 mを目安に：最低 1 m）並べるように目印の設置等を行うこと
- ⑥ 受付を行う役員には、マスクを着用させる
- ⑦ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにする
- ⑦ 当日の受付のほか、前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること

(3) 参加者への対応

参加者は、以下のことに注意して参加すること。

参加する選手・役員・スタッフは、1 週間分の健康状態がわかるようにするために、日本スケート連盟が指定する「JSF ヘルスチェック」アプリに入力するか、または、健康調査票（別添）に記入し提出すること。

1) 体調の確認

主催者は、当日に、参加者から以下の情報を、主催者が保存できる形で提出を求めること。

- ① 氏名、年齢、住所、連絡先（電話番号）※個人情報の取扱いに十分注意
- ② 当日の体温
- ③ 競技会前1週間における以下の事項の有無
 - ア 平熱を超える発熱
 - イ 咳（せき）、のどの痛みなど風邪の症状
 - ウ だるさ（倦怠（けんたい）感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - エ 嗅覚や味覚の異常
 - オ 体が重く感じる、疲れやすい等
 - カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無
 - キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ク 過去 3日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等から帰国した場合

2) マスク等の準備

主催者は、参加者がマスク（不織布が望ましい）を準備しているか確認すること。
なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、参加の受付、着替え、表彰式等の運動・競技を行っていない間、特に会話する時には、マスクの着用を求める。

（※）マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることや、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることを周知する。また、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すことや休憩を取る等、無理をしないことについても周知する。

3) 競技会参加前後の留意事項

競技会に参加する個人や団体は、競技会前後のミーティングや懇親会等においても三つの密を避けること、会話時にマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮する。

(4) 主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保すること。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- ② 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する
（参加者に自分のタオルを持参させる。乾燥させる設備は使用しない）

- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意する

2) 更衣室、休憩・待機スペース

更衣室、休憩・待機スペースは感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について以下に配慮して準備する。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避ける
- ② ゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限する
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、こまめに消毒
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮する
- ⑤ 更衣室など密集することが予想される場所では、入室人数を調整するなど、密集を避ける対策を講ずること
併せて密集が予想される場所の換気状態を確認し、必要であればサーキュレーターなどの換気器具を用意すること
- ⑥ 換気については「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に関わる留意事項等について」「別紙5 効果的な換気のポイント」を参照のこと
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf

3) 洗面所

洗面所（トイレ）は、感染リスクが比較的高いと考えられることに留意する。

主催者は、利用する洗面所（トイレ）について、以下に配慮する。

- ① トイレ内の複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、水洗トイレのレバー等）については、こまめに消毒する
- ② トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する
- ③ 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意する
- ④ 「手洗いは 30 秒以上」等の掲示をする
- ⑧ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意する
（参加者に自分のタオルを持参させる）

4) 飲食物の提供時

主催者は、栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮する。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声をかける
飲食物提供者は、こまめに消毒する
- ② スポーツドリンク等の飲料については、ペットボトル・ビン・缶や使い捨ての紙コップで提供する（ただし、ドーピング検査の対象となる競技者が参加する競技会では、未開封の飲料を提供しなければならない）
- ③ 果物等の食品については、参加者が同じトング等で大皿から取り分ける方式を避け、一人分を小皿に取り分けたものを参加者に提供する

- ④ 飲食物を取り扱う役員にはマスク（不織布が望ましい）を着用させること
- ⑤ 参加者（観客・競技関係者）は、競技終了後に、多くの人数で飲食をすることを避けること
- ⑥ 自動販売機では、使用前後に手指消毒ができるようにアルコールを設置する

5) 観客の管理

観客を参加させる場合には、観客同士が密な状態とならないよう、必要に応じ、あらかじめ観客席の数を減らすなどの対応をとる。また、大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合にはマスクを着用すること等の留意事項を周知する。（掲示板などで周知したり、放送等で促す）

6) 会場

競技会を室内で実施する場合は、換気の悪い密閉空間とならないよう、換気を行う。具体的には、換気設備を適切に運転することや、定期的に窓を開け外気を取り入れる等の換気を行うこと。

（※）スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでください。

- 7) ゴミの廃棄鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用する。また、マスクや 手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗い、手指消毒する。

ごみの持ち帰りの協力をお願いする。

8) スタッフの管理等

- ・普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- ・発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤自粛を図り、受診・相談センターやかかりつけ医などに適切に相談するように促すこと。
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯すること。

~~9) ウイルス検査~~

~~大会参加前には、選手や関係者とも抗原定性検査もしくはPCR検査の実施が望ましい。（尚、発行時の8月10日時点で、検査は強く推奨する）~~

(5) 競技者が運動・スポーツを行う際の留意点

主催者は、競技会の参加者に対し、留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底する。

① 十分な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離（※）を空けること

強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当

② その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないこと

イ タオルの共用はしないこと

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、周囲の人となるべく距離をとって対面を避け、会話は控えめにすること
食事時の対面での会話は絶対しないこと

また、同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしない
エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外に捨てない
オ 競技者は、練習中または競技の間など、個人用の手指消毒薬を常に持参し、
頻回に行うこと

(6) コロナ感染者の競技大会参加の条件

厚生労働省が指定するコロナ陽性後の療養期間後、競技復帰可能となる

<参考ホームページ>

・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下基本的対処方針、令和 4 年 7 月 15 日変更内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室）

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20220715.pdf

・基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和 4 年 7 月 15 日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡）

https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220715.pdf

・スポーツイベント開催・実施時の感染防止策チェックリスト（消費者庁ホームページ）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/information/notice/check_list_001.html

・Withコロナに向けた政策の考え方（令和4年9月8日付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定）https://corona.go.jp/withcorona/pdf/withcorona_policy_20220908.pdf

・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和 2 年 5 月 14 日スポーツ庁作成・令和 3 年 11 月 16 日改訂）

https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf

・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

・スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）

<https://media.japan-sports.or.jp/column/10>

上記資料が改訂されている場合は最新版が優先される。

以上